

平成 26 年度第 1 回納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会  
会次第

- ◇ 日時 平成 27 年 3 月 12 日（木） 午後 1 時開催
- ◇ 場所 本館 3 階総務課第一会議室

会次第

- 1 実証実験事業に関する報告
- 2 小委員会審議経過報告について
- 3 その他

平成 26 年度第 1 回納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会  
配布資料

	ページ
(資料 1) 納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会 所属委員及び専門委員名簿 (五十音順) . . . . .	1
(資料 2) 有償オンライン資料収集実証実験事業に係る主な経緯と 今後の予定 . . . . .	2
(資料 3) 有償オンライン資料収集実証実験事業に関する資 料 . . . . .	3-14
(資料 4) 納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会審 議経過報告 (案) . . . . .	15-17

(資料1)

平成27年3月12日  
平成26年度第1回オンライン資料の  
補償に関する小委員会

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会  
所属委員及び専門委員名簿（五十音順）

小委員長 福井 健策 弁護士

委員 植村 八潮 専修大学文学部教授

永江 朗 公益社団法人日本文藝家協会  
電子書籍出版検討委員会委員長

山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

湯浅 俊彦 立命館大学文学部教授

専門委員 片寄 聰 一般社団法人日本雑誌協会著作権委員会委員長

佐々木 隆一 一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事

三瓶 徹 一般社団法人日本電子出版協会事務局長

## 有償オンライン資料収集実証実験事業に係る主な経緯と今後の予定

平成26年	3月13日	平成25年度第2回オンライン資料の補償に関する小委員会開催
	5月26日	第1回実証実験事業関係者会議開催 実証実験事業関係者会議（以下「関係者会議」）は、日本書籍出版協会・日本雑誌協会・日本電子書籍出版社協会の各3～4名と当館関係者（収集書誌部、電子情報部、関西館）で構成。実証実験の今後の進め方について協議した。
	9月29日	第2回関係者会議開催 実証実験の実施案等を当館から提示し、各出版関係団体での意見集約を依頼した。
	12月8日	第3回関係者会議開催 補足説明資料を作成し、出版関係団体への説明を行うこととした。
平成27年	1月13日	日本電子書籍出版社協会（運営会議）に対する説明会
	3月2日	日本書籍出版協会（知的財産権委員会、図書館委員会及びデジタル化対応特別委員会の正副委員長）に対する説明会
	3月11日	日本雑誌協会（著作権委員会）に対する説明会
	3月12日	平成26年度第1回オンライン資料の補償に関する小委員会開催
	3月25日	第25回納本制度審議会開催
	4月以降	他の出版関係団体・著作者団体等への説明・協力依頼開始予定
	秋頃	実証実験開始予定

(資料3)

平成27年3月12日  
平成26年度第1回オンライン資料の  
補償に関する小委員会

平成27年3月11日  
国立国会図書館

## 有償オンライン資料収集実証実験事業に関する資料

- (1) 有償オンライン資料収集実証実験事業の意義・経緯
- (2) 国立国会図書館の想定する実証実験のための技術的枠組み（案）
- (3) 有償オンライン資料収集実証実験事業についての補足説明資料

## 有償オンライン資料収集実証実験事業の意義・経緯

### 1 国立国会図書館がオンライン資料（電子書籍・電子雑誌等）を収集（実験）することの意義

- 「今日の電子情報時代において、電子的に作成される創作的な著作は重要な文化財である。印刷物と同様に記録された文化の形態として、国の中央図書館である国立国会図書館がそれらを収集、保存することは、館の責務であり、極めて重要な課題であると考えられる。」（納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」平成 22 年 6 月）
- 「ナショナルアーカイブが、図書館を始めとする我が国の貴重な文化関係資料を次世代に継承し、その活用を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、その構築に向けて、国立国会図書館を始めとする関係機関と連携・協力しつつ、著作権制度上の課題等について調査・研究を行うなど取組を推進すること」について、政府及び関係者は「特段の配慮をすべきである。」（参議院文教科学委員会「著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」平成 26 年 4 月 24 日）

### 2 経緯

平成 16 年 12 月	<p><b>納本制度審議会答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」</b></p> <p>☞「ネットワーク系電子出版物」（＝インターネットその他のネットワークを通じて提供される電子情報全般）を収集する制度に関する答申。「制度的収集の段階的实施も視野に入れる必要」</p>
平成 21 年 7 月	<p><b>国立国会図書館法改正（平成 22 年 4 月施行）</b></p> <p>☞政府等公的機関の「インターネット資料」（＝インターネット上に掲載されている情報全般）の制度収集を規定。</p>
平成 22 年 6 月	<p><b>納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」</b></p> <p>☞私人がインターネット等により利用可能とした電子書籍・電子雑誌等を収集する制度に関する答申。</p>
平成 24 年 3 月	<p><b>納本制度審議会中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」</b></p> <p>☞有償または DRM ありの電子書籍・電子雑誌等に対する補償については、以下の理由により、継続審議とされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DRM ありの電子書籍・電子雑誌等については、納入に係る手続費用の検討に必要な情報が不足していること。</li> <li>・有償の電子書籍・電子雑誌等については、収集に関する補償その他のインセンティブについて検討する余地があること。</li> </ul>
平成 24 年 6 月	<p><b>国立国会図書館法改正（平成 25 年 7 月施行）</b></p> <p>☞「文化財の蓄積及びその利用」のために、民間で刊行された電子書籍、電子雑誌等の制度収集を規定。ただし、当分の間、有償または DRM ありのものは免除。</p>
平成 25 年 9 月	<p><b>納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会</b></p> <p>☞事務局から、有償の電子書籍・電子雑誌等の収集について、まず、①客観的なデータの採取と検証、②収集の実現可能性の精査等を目的とした実証実験事業を実施し、次に、その成果を踏まえて収集制度の整備・設計を行う案を提示し、了承された。</p>

## 国立国会図書館の想定する実証実験のための技術的枠組み(案)

### 1 実証実験の進め方

- (1) 第 1 段階として、限定された出版社及び電子書籍・雑誌を対象とした実証実験を行う。出版社数は 40 社程度、電子書籍・雑誌は当初 4000 点程度を目途とする。具体的には、電子書籍・雑誌の保管に係る技術的要件を調査検討するとともに、電子取次サーバから国立国会図書館施設内の端末への配信による電子書籍・雑誌の利用実験を行う。
- (2) 第 2 段階として、出版社及び電子書籍・雑誌を広く公募して実証実験を行う。具体的には、収集した電子書籍・雑誌を国立国会図書館の管理するサーバに保管する実験及び保管した電子書籍・雑誌を利用する実験を想定する。
- (3) 以下の 2 から 5 までの枠組みのうち、第 1 段階、第 2 段階に共通したものについても、第 1 段階の実験結果を踏まえ、第 2 段階の実証実験の内容を必要に応じて見直す。
- (4) 第 1 段階で収集した電子書籍・雑誌のデータは、第 1 段階終了後、速やかに消去し、第 2 段階で収集した電子書籍・雑誌のデータは、第 2 段階終了後、速やかに消去する。

### 2 対象となる情報等（第 1 段階、第 2 段階共通）

- (1) 電子書籍・雑誌とともに、その書誌データ（メタデータ）を併せて収集する。
- (2) 収集対象は、電子書店で配信されているものとし、以下の 3（メタデータ）から 5（利用）までが実現できるものであることとする。

### 3 メタデータ（第 1 段階、第 2 段階共通）

- (1) 流通配信用のメタデータを一定の形式で収集し、それに国立国会図書館での管理及び提供のために必要な情報の付加等の修正を加えて使用する。
- (2) 必要なメタデータ項目の選定等に当たっては、出版界での標準化の動き、国際的なメタデータ標準化の動き等を考慮する。

### 4 保管

- (1) 第 1 段階：電子取次等の外部サーバに保管することを想定する。あわせて、国立国会図書館における保管のために必要な技術的要件を調査検討する。
- (2) 第 2 段階：国立国会図書館の管理するサーバに保管する。国立国会図書館のサーバの老朽化等による機器・システム更新に伴い、旧機器から新機器へのデータ移転を実施することがある（旧機器のデータは消去する。）。

## 5 利用（第1段階、第2段階共通）

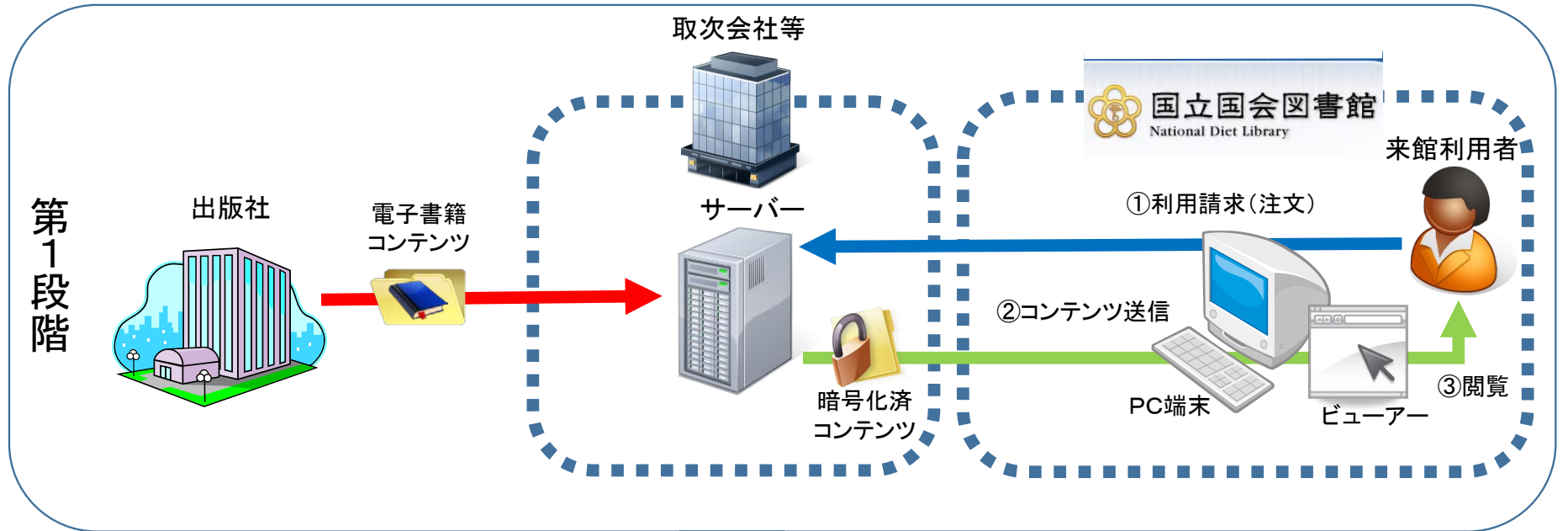
- (1) 館内LANを通じた国立国会図書館施設内の端末での閲覧に限定する。
- (2) 閲覧のためのビューアは、出版社にとって実験参加への障壁にならないように配慮しつつ、できるだけ集約する。
- (3) 閲覧のためのビューアは、視覚障害者等による利用に対応できることが望ましい。
- (4) 閲覧は、当初は館内設置の一部の端末に限定して行う。以後、提供を受けた電子書籍・雑誌の種類・数量、利用実績などに配慮しつつ段階的に拡大し、最終的に館内設置のすべての端末で閲覧できることを目標とする。

## 6 中長期的課題

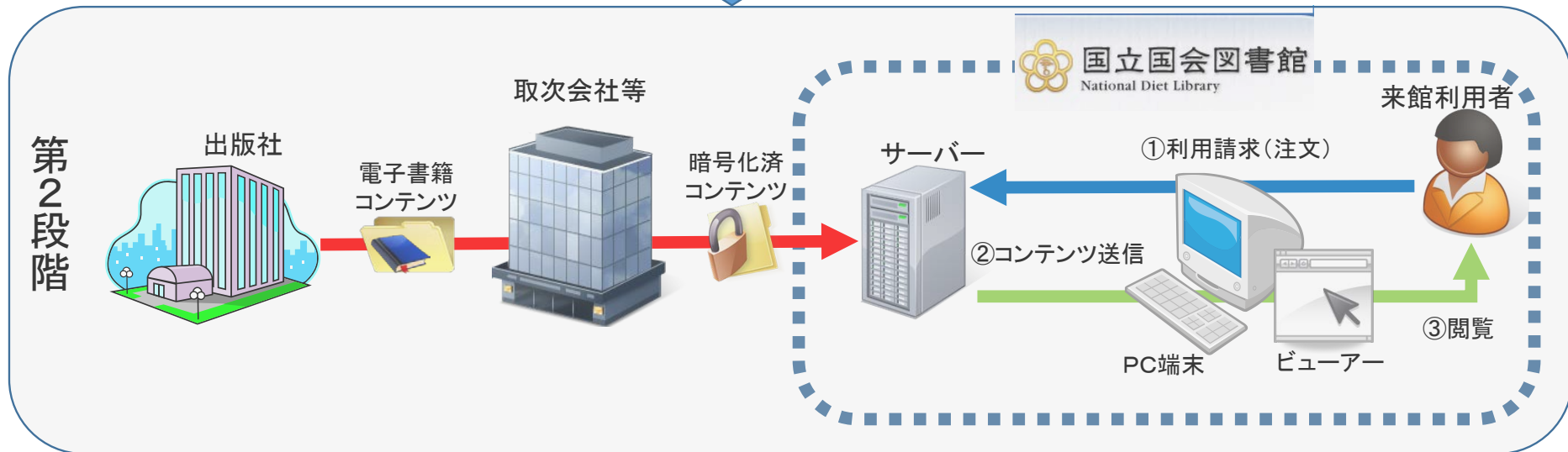
国立国会図書館が今後50年、100年といった長期間に及ぶ文化財の蓄積保存の使命を有していること、また、電子書籍・雑誌の長期的な保存・利用を保障するためには、紙出版物とは全く異なる措置が必要であることを踏まえ、中長期的視点に立って、①長期的な保存及び利用提供を可能とする方法、及び②プリントアウト提供の可能性について、出版界と国立国会図書館との間で調査研究を行う。



# (図) 実証実験の概要



第1段階の結果を踏まえ、第2段階の内容を必要に応じ見直し



## 有償オンライン資料収集実証実験事業についての補足説明資料

### (1) 実証実験の目的

問 1-1 実証実験の目的は何か。

答 1-1 実証実験の主な目的は、次の 2 つです。

- (1) 電子書籍・雑誌の収集及び長期的な保管・利用の技術的検証を行うこと。
- (2) 国立国会図書館内で電子書籍・雑誌を閲覧に供することによる電子書籍・雑誌ビジネスへの影響の検証や納入時の費用の調査分析を行うこと。

なお、第 1 段階では、特に、次の点を検証することを目標とします。

- (1) 電子書籍・雑誌の国立国会図書館内に設置した来館者向け端末での見え方
- (2) 実証実験中の利用データを通じた、国立国会図書館内での利用方法、利用者のニーズ等の分析と、それによる電子書籍・雑誌ビジネスへの影響の評価

問 1-2 実証実験と制度化との関係はどうなっているのか。

答 1-2 実証実験を通じて得られた経験や知見に基づき、わが国の電子書籍・雑誌を、紙の書籍・雑誌と同様に、貴重な文化財として幅広く収集し、長期的に保管・利用するための制度を設計します。

実証実験を段階的に実施することにより、出版社様等との共通理解のもと、電子書籍・雑誌の長期的な保管・利用を確保するという理念を実現するために、実際のビジネスや技術を踏まえた、より実効性のある制度の設計を行うことができると考えています。

## (2) 実証実験の対象となる電子書籍・雑誌

問 2-1 実証実験で収集する電子書籍・雑誌の対象は何か。

答 2-1 電子書店や出版社専用サイト等で配信されている電子書籍・雑誌のうち、現在の法制度上の収集対象となっている電子書籍・雑誌等と同じ範囲を想定しています。

具体的に対象となるのは、①EPUB、PDF 又は DAISY で作成されたもの、及び②①以外のファイル形式で作成されたもののうち ISBN、ISSN 又は DOI が付与されたものです。ただし、(A)データベース、(B)紙版の図書・雑誌・新聞と完全に同一版面のもの、(C)音楽や動画などが埋め込まれたものは、対象外として想定しています。

なお、実証実験開始当初は、EPUB フォーマットに限定したいと考えています。

問 2-2 実証実験で収集する電子書籍・雑誌のジャンルについては、どのような想定か。

答 2-2 実証実験では、利用データを採取して、国立国会図書館内での利用方法、利用者のニーズ等の分析と、それによる電子書籍・雑誌ビジネスへの影響評価を行うことを踏まえ、出版市場の状況を考慮した幅広いジャンルの構成としたいと考えています。

問 2-3 実証実験の第 1 段階での目標として、参加出版社を 40 社程度、提供を受ける電子書籍・雑誌を 4000 点程度としているが、この「4000 点」が集まらなければ実証実験は開始しないのか。

答 2-3 「電子書籍・雑誌 4000 点」を目標としていますが、4000 点に達しなくても、実証実験の第 1 段階を先行的に開始したいと考えています。

ただし、出版社の電子書籍・雑誌を国立国会図書館内で提供することによるビジネスへの影響の検証を実証実験の目的の 1 つとしておりますので、有意義なデータを採取するためにも、実証実験開始時に少なくとも 1000 点程度は確保したいと考えています。

問 2-4 電子書籍・雑誌によっては、電子取次を介さず出版社から電子書店に直接納入される場合や、電子化作業を電子書店が担っている場合がある。このような場合、電子書店の同意なく、出版社の裁量で電子書籍・雑誌を実証実験に提供できないことがある。このような出版社や電子書店に対し、国立国会図書館はどのように対処するのか。

答 2-4 実証実験開始時点では、出版社様の裁量でご提供いただけない電子書籍・雑誌は対象としないことを想定しています。

ただし、国立国会図書館は、わが国の電子書籍・雑誌を文化財として収集・保存するという観点から、主な国内向け電子書店に対して実証実験への協力要請を行う予定です。

また、制度化時には、電子書籍・雑誌の製作・流通の実態を踏まえた公平公正な制度となることを目指します。

### (3) 実証実験での電子書籍・雑誌の利用方法・取扱い

問 3-1 実証実験では、提供を受けた電子書籍・雑誌は、どのように利用されるのか。

答 3-1 国立国会図書館内に設置した端末での来館者向け閲覧サービスに限定します。

問 3-2 実証実験で提供を受けた電子書籍・雑誌は、制度化後も、そのまま国立国会図書館で保管されることになるのか。

答 3-2 実証実験の各段階で提供を受けた電子書籍・雑誌は、各段階の終了時に、利用停止及びデータ消去を行います。また、実証実験期間中はいつでも、出版社様からのお申出に基づいて利用停止及びデータ消去を可能にする予定です。

なお、実証実験の結果を見て、第1段階に参加した出版社様が、第2段階に参加しないことも自由です。

問 3-3 国立国会図書館が収集した電子書籍・雑誌を、館外の利用者や公共図書館等に向けて送信してしまうのではないのか。

答 3-3 国立国会図書館は、実証実験で収集された書籍・雑誌を館外に送信することはありません。また、国立国会図書館が電子書籍・雑誌を収集したとしても、著作権法上、図書館送信サービスの対象とはできません。

問 3-4 ダーク・アーカイブ（保管のみで利用に供しない取扱い）とすることを条件として電子書籍・雑誌を提供することはできるか。

答 3-4 実証実験では、国立国会図書館内での利用状況の分析を通じて電子書籍・雑誌ビジネスへの影響を関係者の皆様とともに検証したいと考えているため、ダーク・アーカイブとすることは想定していません。

ただし、制度化に当たっては、一定の条件を満たした場合の解除等を前提としてダーク・アーカイブとすることも選択肢として検討します。

#### (4) 電子書籍・雑誌ビジネスへの影響

問 4-1 実証実験は、電子書籍・雑誌ビジネスへ悪影響を及ぼすのではないか。

答 4-1 ご提供いただいた電子書籍・雑誌を国立国会図書館内で閲覧させた場合に、電子書籍・雑誌ビジネスにどのような影響が生じるのかを検証することを実証実験の目的の1つとしています。

なお、参加出版社様には、可能な範囲で利用データをフィードバックし、実験参加継続に関する判断材料としていただく予定です。また、実証実験期間中、定期的の実験結果を公表し、事後の実証実験のあり方について関係者間で協議を進めます。

問 4-2 実証実験と民間事業者が行う図書館向け電子書籍貸出サービス等との関係はどのようなものか。

答 4-2 実証実験は、利用状況の調査にとどまらず長期的な保管・利用について検証作業を行うことを目的としたものですので、民間事業者様の提供する図書館向け電子書籍貸出サービス等とは一線を画すものと考えています。

## (5)今後のスケジュール

問5-1 今後のスケジュールはどうなっているか。

答5-1 実証実験の第1段階は、平成27年中に開始したいと考えています。最も早い場合で夏頃の（先行）実施を目指して準備を進めます。また、第1段階の実験期間は最長3年程度を想定していますが、参加見込みの出版社様等と協議の上で確定します。

実証実験の第2段階に進むのは、第1段階の結果の検証を経て出版社様をはじめとした関係者の一定のご理解が得られた後を想定しています。

国立国会図書館は、国民が文化財である電子書籍・雑誌を長期にわたって利活用するための基盤として、出版社様等のご理解とご協力を得て、できるだけ早く制度的な収集・保管を開始できるようにしたいと考えています。

## (6)その他

問6-1 実証実験に参加するメリットは何か。

答6-1 参加出版社様には、可能な範囲で利用データをフィードバックする仕組みを用意する予定ですので、国立国会図書館での利用実態や利用者ニーズを把握することができます。

また、書籍・雑誌への感度が高い利用者が多様な電子書籍・雑誌に触れる機会となるので、国立国会図書館が電子書籍・雑誌のショールームとなりうるのではないかと考えています。

問6-2 実証実験に参加した出版社の電子書籍・雑誌は、制度化後に国立国会図書館への納入が円滑に行われることが予想される。一方、実証実験に不参加の出版社が、制度化後に納入を怠っても不利益を受けないのなら、極めて不公平である。

答6-2 実証実験の各段階において定期的に実験結果を公表します。出版社様をはじめとした関係者の一定の了解が得られた後に、次の段階に進む想定です。

今回の実証実験を通じて、関係者のご理解とご協力を得ながら、公平な制度となるよう法制化を進めます。

問6-3 将来、電子書籍・雑誌を収集するための法制度が実施されたとしても、外国企業が発行する国内向け電子書籍・雑誌については適用外となると思う。これら電子書籍・雑誌については、どのような対応を考えているのか。

答6-3 このような電子書籍・雑誌であっても、わが国の貴重な文化財として国立国会図書館が収集すべきものと考えています。

国立国会図書館としては、国内での書籍流通に大きな地位を占める外国企業に対し、その地位にふさわしい責任を果たしてもらうよう電子書籍・雑誌の収集への協力を求める想定です。

なお、今回の実証実験には、そうした外国企業の協力を促すために、わが国の電子書籍・雑誌の長期的保存・利用の取組みを示す意義もあると考えています。

問6-4 ナショナル・アーカイブと国立国会図書館の関係は何か。

答6-4 ナショナル・アーカイブについては、国会で議論・検討が進められています。平成26年4月の著作権法の一部を改正する法律案に対する国会の附帯決議の中では国立国会図書館にも言及されており、協力が求められています。

ナショナル・アーカイブに必要な機能・要素は、官民が協力・分担して構築していくべきものであり、その中で国立国会図書館も一定の役割を果たすことができるのではないかと考えております。

ナショナル・アーカイブ構想の具体像はまだ見えていませんが、電子書籍・雑誌の収集・保存がその機能の一部とされる可能性もあり、その場合には、国立国会図書館がその

役割を担うことが求められる可能性はあります。しかし、仮にそのような求めがあった場合でも、電子書籍・雑誌の収集についてはこれまでの合意形成プロセスを尊重していく考えです。



納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会審議経過報告 (案)

1 経緯

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会（以下「小委員会」という。）は、平成 23 年 9 月 20 日の第 21 回納本制度審議会において、諮問「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」に関する調査審議を行うために設置されたものである。小委員会は、平成 24 年 3 月 6 日の第 22 回納本制度審議会に調査審議の経過及び中間報告書に関する報告を行い、同審議会において中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（以下「中間答申」という。）が決定された。

中間答申は、無償かつ DRM（技術的保護手段）の付されていないオンライン資料については、資料の送付に必要な媒体の費用を補償の対象とすべきとする一方で、有償の、又は DRM の付されたオンライン資料、非ダウンロード型資料及び専用端末型資料の国立国会図書館への提供（以下「納入」という。）に対する補償については、さらに調査審議を継続する必要があるとした。その理由としては、有償のオンライン資料については、政策的補償その他のインセンティブの付与を行う余地があるが、納入すべき資料の範囲等について注意深い制度設計を行う必要があること、DRM の付されたオンライン資料については、納入に係る具体的な作業工程及び費用水準に関する情報が不足していること、非ダウンロード型資料及び専用端末型資料については、具体的な収集方法が確定していないことが挙げられた。

平成 25 年 7 月に納本制度審議会委員の委嘱があり、同月 23 日の第 24 回納本制度審議会において、小委員会に所属する委員及び専門委員並びに小委員長が指名された。この後、小委員会は、平成 25 年 9 月 19 日、平成 26 年 3 月 13 日及び平成 27 年 3 月 12 日の 3 回開催された。この報告は、平成 25 年 7 月以後の調査審議の経過に関するものである。

2 調査審議の内容

(1) 経過の概要

平成 25 年 9 月 19 日の小委員会では、有償・DRM ありオンライン資料の収集に係る論点について審議された。小委員長から、論点として、①DRM を付さない状態での納入、②経済的補償又はインセンティブの付与、③制度化に先立って実証実験を行うという「2 段階」論、④実証実験を行う場合の実験内容の 4 点が示された。実証実験を先行して実施することについては、多数の賛成があった。

平成 26 年 3 月 13 日の小委員会では、前回議論された実証実験の実施に係る進捗について事務局から報告があり、質疑が行われた。また、セルフパブリッシングのオンライン資料への対応の必要性が指摘された。

平成 27 年 3 月 12 日の小委員会では、実証実験の実施に係る進捗及び実証実験の実施案について事務局から報告があり、質疑が行われた。

## (2) DRM を付さない状態での納入について

平成 22 年 6 月 7 日の納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」では、「DRM を解除して納入するように依頼することが必要である」としている。この点について、出版関係団体からは、DRM が付された配信フォーマットが「出版物」であるから、これを納入対象とすべきであるとの主張があった。

平成 25 年 9 月 19 日の小委員会では、DRM を付さない状態での納入には技術的な困難があるものではなく、長期保存のためにも出版社に十分説明して理解を得るべきであるとの意見が多数であった。

その後、事務局が出版関係団体と協議したところ、DRM を付した状態で最終的なレイアウト等の確認を行っているため、DRM を付さない状態にした場合には、別途の確認を行わない限り、レイアウトの崩れなどが懸念され、著作者からの異議が出るおそれがあるとの説明があり、実証実験を経て、解決策を探ることになった。

## (3) 経済的補償又はインセンティブの付与について

中間答申は、制度収集の実効性を高めるため、有償オンライン資料の納入に対する政策的補償その他のインセンティブの付与を検討課題に挙げている。

小委員会では、電子書籍には「定価」が存在しないこと、適正な市場価格の評価が難しく過剰な補償を求められるおそれがあること等が指摘される一方、著作者への印税の支払が紙の書籍のように発行点数ではなく実売点数に応じて行われるため、補償を求める著作者がいると考えられること、電子書籍の流通費用を考慮する必要があること等の意見もあった。また、納入により原本の証明ができるのであれば、そのことがインセンティブとなり得るとの意見や、補償は個別に行うのではなく包括的な共通目的基金を設立してこれを通じて行うことを検討すべきであるとの意見もあった

以上の意見に鑑みると、有償オンライン資料の納入に対しては何らかの補償が必要であると思われるが、金銭的補償には困難な点が多いことから、非金銭的なインセンティブの付与を検討することが重要であると考えられる。実証実験においては、利用統計を可能な範囲で出版社と共有する等のインセンティブ付与の仕組みも試みる必要がある。

## (4) 実証実験の実施について

平成 25 年 9 月 19 日の小委員会では、事務局から、客観的な検証、実現可能性の精査等を目的として実証実験を実施し、その成果を踏まえてオンライン資料収集制度の整備を行うことが提案されたところ、この進め方については賛成が多数であった。また、実証実験は、十分な時間をかけて幅広い参加者を募って検証を行うべきものであり、ある程度の規模で実施すべきであるとの意見があった。

### (5) 実証実験の内容について

平成 25 年 9 月 19 日の小委員会では、事務局から、電子書籍について出版社と国立国会図書館との間で「寄託」に準じた契約を結ぶことにより、実証実験を行うことが提案された。検証項目としては、マイグレーション可能な状態での納入に関する手順及び技術的要件、納入手続（納入の一括代行事務を含む。）に要する費用補償の合理的な算定方法及び政策的補償の在り方、オンライン資料利用統計データ（個人情報を除く。）の商用目的での提供、オンライン資料保存・利用に係るセキュリティ対策、館内利用提供サービスの在り方等が想定された。

この提案に対しては、公的機関によるバックアップ、データの受入証明、書誌情報の提供等はインセンティブになるとの意見、制度化後のダークアーカイブを視野に入れた方がよいとの意見、利用統計データの提供は、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、前向きに検討した方がよいとの意見等があった。また、図書館の有料サービスの可能性について議論があった。

平成 26 年 3 月 13 日の小委員会では、技術的、実務的側面について日本電子書籍出版社協会を出版社側の窓口として実証実験の検討を進めることが表明され、おおよそ 3 年の期間で実証実験を進めるのが適当との意見が出された。

平成 27 年 3 月 12 日の小委員会では、事務局から、実証実験の内容について日本電子書籍出版社協会その他の出版関係団体と協議した結果が示された。その概要は、2 段階に分けて実証実験を実施することとし、第 1 段階の実験は外部サーバに資料を保管し、国立国会図書館に配信する方法により行い、それと同時に国立国会図書館における保管のために必要な技術的要件を検討すること、第 2 段階の実験では資料を国立国会図書館のサーバに保管すること、第 1 段階の実験は年内に開始することである。これに対して、…の意見があった。

### (6) セルフパブリッシング等のオンライン資料の収集について

実証実験の対象が出版社発行の電子書籍、電子雑誌等となることに関連して、出版社を経ずに発行されている電子書籍、電子雑誌等の保存を検討すべきとの意見があった。また、これらについて制度収集の対象として考えるべきであるとの意見もあった。

## 3 まとめ

今期小委員会では、制度収集に先立って実証実験を行うことが主な論点となった。この点については、…。

次期においては、実証実験について、進捗及び成果について報告を受け、引き続き中間答申に挙げられた課題を検討する必要がある。また、実証実験の対象ではない有償の、又は DRM が付されたオンライン資料についても、収集に向けた検討を行う必要がある。